

経済産業省委託事業

ブラジルにおける模倣品対策の制度及び運用状況に
関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

インターネットにおける模倣品の違法販売への対策

ブラジルには、オンライン上の知的財産権侵害のみに特化した法律はないが、「インターネットに関する権利枠組み」または略して「インターネット法」として知られる法的枠組みおよびインターネット法（法令 12,965/14）がある。同法は、オンライン上の模倣行為に対する執行制度について定める。オンライン侵害を扱う判例法は、ブラジル国境内で発生した事実に起因しまたは影響が生じた紛争については、ブラジルに管轄権があると述べる。

オンライン・フォーマットであることから、インターネット上で最初に模倣のターゲットとなるのはソフトウェアそれ自体である。英国企業 NetNames による調査では、2016 年 10 月までに、ブラジルで使用されている海賊版ソフトウェアとして、9,820 件が記録された（最多は米国だった）。このことから、月あたりおよそ 1,000 の違法ソフトウェアがインストールされていることが分かる。さらに、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）の調査によれば、ブラジルのコンピューターにインストールされているソフトウェアの 47%は違法である。2015 年には、海賊版ソフトウェアに対し 1,700 億ドルが支払われた。²¹

ここですでに論じたその他の侵害行為および模倣行為と同様に、オンライン侵害も民事訴訟および刑事訴訟として州裁判所に提起される。知的財産権の有効性の主張および特定の国際的なオンライン侵害は、連邦裁判所の管轄に属し、連邦裁判所において訴えを提起しなければならない。

訴状には、侵害された権利、事実、およびこれらの権利・事実と被告（例えばウェブサイト管理者、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）など）との関連性の証拠を提示しなければならない。被疑侵害について責任を負う当事者を特定することは、義務的ではないが、判決が有効性なものとするため推奨され、通常は必要とされる。

これまでの裁判例では、特に ISP が知的財産所有者から最初に通知を受けた後、対応を怠りまたは是正を行わなかった場合、ウェブサイトで利用可能な情報に関し、ISP の責任が認定されてきた。しかし、2014 年に制定されたインターネット法が頻繁に言及され、第三審まで発展し、終局判決となった。同法の 32 の条項中で最も重要なのは、同法の根拠、原則、目的および概念について規定した同法第 1 章である。インターネット・ユーザーの権

²¹ 出所：
https://seguranca.uol.com.br/antivirus/dicas/curiosidades/pirataria_no_brasil_cresce_em_2016_e_registros_batem_recorde.html#rmlcl

利および保証、ネットワークの中立性および安全性、公的機関の役割に関する判断の他に、同法は、インターネット・サービス・プロバイダーの責任に関する指針および執行システムについて規定している。同法において、インターネット・サービス・プロバイダーは、その種別（基幹回線、電子メール、アクセス/接続、アプリケーションまたはコンテンツ・プロバイダー）に応じて異なる基準に従う。

要約すると、アプリケーション・プロバイダーがインターネット・アプリケーションへのアクセス記録を保持しないことを選択できるということは、当該プロバイダーが第三者によるこれらのサービスの使用に起因する損害について責任を負うことを意味するものではなく（第 17 条）、また、インターネット・サービス・プロバイダーは、第三者が作成したコンテンツに起因する民事上の損害に対して責任を負わない（第 18 条）。

模倣品対策に関する限り、本法により導入された最も重要な変更は、ブラジルの制度が「通知および削除レジーム」から「差止命令の決定および削除レジーム」に移行し、これによりインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、裁判所の命令後、当該命令の枠組みおよび時間の中で、侵害コンテンツを利用できないようにするための何らの措置も講じない場合、第三者により作成されたコンテンツから生じる民事責任の対象となる（第 19 条）。ただし、この規定は、著作権またはそれに関連する権利の侵害には適用されない。

ブラジルのドメイン名登録機関は、2010 年 10 月以降登録されたすべての「.br」ドメイン名について、裁判外の紛争処理手続を採用した。この手続は、国際的な制度に類似したものであり、時間と費用を削減して効果的なドメイン名の保護につなげることを目的としている。

管轄当局および適用法

ブラジル法の下では、インターネットにおける商品の流通について管轄する行政機関または政府機関は存在しない。ブラジルのインターネットは、ブラジルにおけるすべてのインターネット・サービスのイニシアチブを調整および統合し、ならびに技術品質、技術革新の促進、利用可能なサービスの普及を目的とした 1995 年 5 月 31 日付[省間規則第 147 号](#)（2003 年 9 月 3 日付[大統領令第 4,829 号](#)により改正）により創設されたブラジル・インターネット運営委員会（CGI.br）がこれを統括している。

CGI.br のウェブページで説明されているとおり、CGI.br は、政府、民間セクター、第三セクター、学界からの構成員から成り、ネットワークの設置、管理および使用にかかわる決定に社会が効果的に参加することを目的として、独自のインターネット・ガバナンス・モデルを構築している。2004年7月以来、CGI.br は、多国間主義、透明性と民主主義の原則に基づき、討議に参加し、インターネットに関する重要事項について政府と議論する市民社会の代表者を民主的に選出してきた。

インターネットの行政手続に対する権限を除いて、知的財産権侵害に対する執行は、依然、警察および司法当局の管轄下にある。

・インターネットに関する権利枠組み（法令第 12,965/14 号）

「第 18 条 インターネット・サービス・プロバイダーは、第三者により作成されたコンテンツに起因する民事上の損害について責任を負わない。

第 19 条 表現の自由を保障し検閲を防止するため、インターネット・アプリケーション・プロバイダーは、特定の裁判所命令後、自己のサービスの枠組み内で、命令が定める時間内に、違法と特定されたコンテンツを利用できないようにするため何らの措置も講じなかった場合においてのみ、第三者により作成されたコンテンツから生じる損害につき民事上の責任を負う（別途法律に定める場合を除く）。

第 1 項 上記裁判所命令においては、侵害の確認された特定のコンテンツが、目的物の位置確認が疑いなく行える程度に、明確に特定されていなければならない、特定されない場合、当該命令は無効である。

第 2 項 著作権または関連する権利の侵害に関する本条の実施は、特定の法律規定に従うものとし、連邦憲法第 5 条に規定する言論の自由その他の保障を尊重しなければならない。

第 3 項 インターネット上で提供されるコンテンツに起因する名誉、評判または人格権にかかわる損害賠償を求める損害賠償訴訟は、インターネット・アプリケーション・プロバイダーによる関連コンテンツの削除を求める訴訟とともに、特別の小規模事件裁判所に提起することができる。

第 4 項 裁判官は、第 3 項に定める手続を含め、議論の余地のない証拠が存在する限り、インターネット上の当該コンテンツの入手可能性に対する社会

全体の利益を考慮し、当初の訴状が請求する結果の一部または全部をあらかじめ認容することができる。ただし、著作者の主張の真実性、回復不可能または回復困難な損害が生ずる合理的なおそれという要件が満たされていることを要する。

第20条 法律または裁判所命令で別途規定されている場合を除き、インターネット・アプリケーション・プロバイダーは、第19条に述べるコンテンツにつき直接の責任を負うユーザーの連絡先情報が利用可能である場合はいつでも、裁判所命令の執行に関する情報とともに、ユーザーが裁判所に法律上の不服申立てを行い抗弁を提出することが可能となる情報をユーザーに通知する義務を負う。

補項 利用できなくなったコンテンツの提供者であるユーザーから要請がある場合、この行為を組織的かつ専門的な方法で、商業目的のため実施するインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、利用できなくなったコンテンツを、当該コンテンツが利用できない理由を述べた説明文または裁判所命令の本文と置き換えなければならない。

第21条 第三者が作成したコンテンツを提供するインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、当事者の許可なくされたヌードまたは性的行為を含む私的な画像、動画その他の資料の開示に起因するプライバシーの侵害について責任を負う。ただしインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、当事者またはその法的代理人から通知を受領した後、技術的に可能な範囲で誠実に当該コンテンツを削除することを怠った場合にのみ、当該責任を負う。

補項 上記に定める通知には、当事者のプライバシー権を侵害したと主張される資料を具体的に特定し、当該要請を行った当事者の正当性を確認することが可能となるだけの十分な内容が含まれていなければならない。

第22条 利害関係者は、民事または刑事訴訟手続の証拠を作成する目的で、偶発的な性質または自発的な性質のものであるかを問わず、記録を保管する団体にインターネット・アプリケーションへの接続またはアクセス・ログの提供を命じる決定を下すことを請求することができる。

補項 上記の要請には、不許可の罰則のもと、以下のものが含まれるが、他の法的要件が損なわれることはない。

I－違法行為が発生したことの正当な証拠。

II－調査または証明力のある指示に関して要請された記録の有用性の正当化を目的とする証拠。

III－記録が対応する期間。

第23条 裁判官は、受領した情報を秘密に保持し、ユーザーの平穩、私的生活、尊厳および肖像を保護するため、必要な措置を講じる義務を負う。裁判官は、記録保持の要請に関するものを含め、裁判の秘密事項を決定することができる。

[略]

第31条 特に第19条第2項に規定された法律が発効するまで、著作権または関連する権利が侵害された場合において、第三者が作成したコンテンツに起因する損害に関するインターネット・アプリケーション・プロバイダーの責任は、本法律の発効日に有効な著作権関連法に準拠する。

・命令第7,962/13号（イーコマースにおける契約）

第2条 消費者契約の申込みまたは締結に使用される電子ウェブサイトその他の電子的手段は、目につきやすく目立つ場所に、以下の情報を掲示しなければならない。

I－会社名、および国内個人登録簿または財務省の国内法人登録簿上の供給者の登録番号（もしあれば）。

II－実際の住所、電子アドレスならびに位置確認および連絡に必要なその他の情報。

III－製品またはサービスの本質的な特性（消費者の健康および安全へのリスクを含む）。

IV-配送費用や保険費用といった追加費用または付随費用の価格の区別。

V-申込みの全条件（支払い方法、サービスの利用可能性、形式および実施期間、または製品の配送方法または利用可能性を含む）。

VI-供給物の受領に関する制限についての明確かつ明白な情報。

インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の法的責任

インターネット法第 19 条（上記参照）は、オンライン商標侵害に関する重要な規定である。同条によると、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）は、特定の URL で利用可能なコンテンツの削除を命じる裁判所命令に従わなかった場合に限り、当該削除されていないコンテンツにつき責任を負う可能性がある。

このことは、権利者は、削除命令を取得するために、侵害コンテンツが掲載されたページの URL を特定する必要があることを意味する。したがって、ISP は裁判所の命令なしに侵害コンテンツを削除することができるが、削除する義務を負うものではない。これは、米国のデジタルミレニアム著作権法に定める「ノーティス・アンド・テイクダウン」システムとは大きく異なる。

このことが、インターネット法制定後、知的財産権侵害への対処方法が法的に不確実になるという状況につながった。実際、著作権（インターネット法第 31 条に明記されている）について考えるだけでも、上級司法裁判所が特別抗告 RESP1512,647 を決定するまで、不確実な状態が存在した。同決定（拘束力はないが、権威ある指針とみなされる）において、裁判所は、違法なコンテンツを共有することを主要な目的として効果的に侵害を助長した場合に限り、プロバイダーが責任を負うことを確認した。

ISP の合計損害額に関しては、産業財産権の場合には、すでに本書で触れたブラジル産業財産法の規定を適用すべきであることが明らかである。著作権の場合、ブラジルの法制度にはインターネット上の無許可複製から生じる損害を数値化する特別な規定がない。損害に関するブラジル著作権法の主な規定は、下記の第 103 条である。

第 103 条 著作権所有者の許可を得ることなく文学的、芸術的または科学的著作物を発表する者は、押収されたコピー品を没収され、販売したコピー品の価格を著作権所有者に支払う。

補項 違法発行物にあたるコピー品の数量が不明である場合、侵害者は、押収されたコピー品の価値に加えてコピー品 3,000 件分の価値を支払う。

多数の学者が、かかる規定はデジタル世界では不適切であると考えている。そのため、学者は、ブラジル民法の一般規定がオンライン侵害に適用されるべきであると主張している。民法は、実際に発生した損害の拡大を考慮した上で損害の総額が確定されると規定している。かかる損害には、利益の逸失、財産的損害、精神的損害などが含まれる。ブラジル法は懲罰的損害について規定していないが、ブラジル民法は、損害を数値化するため侵害の状況を評価すべきであると規定しており、反復的な侵害が支払額を増加させる原因になるとみなしている。

著作権侵害に関する損害の評価基準として採用される可能性のあるもう一つの基準は、請求されるはずであったライセンス料である。このため、ブラジルの裁判所は、通常、関連する市場における一般的なライセンス料を証明するための技術的証拠の作成を命じる。

インターネット上の侵害の停止

インターネット上の侵害を停止させるにあたっては、依然として侵害行為の停止通告書を送付すること、および／または侵害を除去するため ISP に連絡することが主要な手段となっている。通常、ISP からの返答は遅いため（返答がない場合もある）、ブラジルのインターネット法の規定に基づき訴訟を提起することが不可欠となる。

侵害者を確認できない場合、不明な被告に対して訴訟を提起し、侵害者の識別情報（通常、アクセス・データおよび接続データ）を開示および侵害情報の削除を ISP に命じる裁判所命令を発することを裁判官に求めることができる。かかる情報は、侵害者を特定するため、インターネット接続を管理するインターネット・サービス・プロバイダーに対して利用することができる。識別情報の確認後、侵害者に対する訴訟が継続される。

ISP は、請求された情報を提示しない場合および／または侵害情報を削除しない場合に限り責任を負う。

ドメイン名の取扱い

最上位ドメイン名「.br」以下のドメイン名については、これを目的として特別に創設された裁判外紛争処理制度を利用することができる。SACI（ポルトガル語の頭字語）は、the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers の統一ドメイン名紛争処理方針を

受けて制定された。SACI に基づき、ドメイン名は、1 人または 3 人の審査員で構成される審査会において、取消し、移転または維持される。当該手続はポルトガル語で行われ、NIC.Br（「.br」ドメインを管理する団体）が認定する機関により運営される。ただし、SACI の決定については、裁判所で争うことができる。

実際の事案およびその教訓

前述の特別上訴裁判第 1.512.647 号は、言及に値する重要な事案である。同裁判は、著作権侵害の事案における ISP の責任に関しいくつかの指針を提供するにとどまらない。問題の事案は、映像制作者が ISP に対し教育用ビデオの違法なコピー品の販売を申し込む複数のサービスを削除するよう請求する訴訟を提起したものである。同制作者は、損害賠償の請求も行った。

同制作者によれば、ISP は侵害行為の停止通告書を受領した後、サービスを削除しなかったというのだが、ISP は、侵害ページの正確な URL が侵害行為の停止通告書で通知されなかったと主張した。判決は、ISP に対し以下の命令を下した。(i) 制作者に専門家が確定する金額、それが不可能な場合にはブラジル著作権法第 103 条に基づく金額の損害賠償金を支払うこと。(ii) 侵害ページを削除すること。同事案はインターネット法の施行前に生じた事案であるが、報告裁判官は、同法が定める原則に即した判決を下すことが望ましいと考えていた。以上より、同裁判官は、同事案が主観的責任の事例であることを確認し、同事案の主題がインターネット法により想定されていないものであることから、ブラジル著作権法が適用されることを強調した。

権利者が情報を取得できず、および／または被疑侵害者に対して権利を行使できない場合はいつでも、失敗を検討する必要がある。このような場合の主な問題点は、ISP を実際の侵害者に到達する手段と考えるべき一方で、ISP 自体に対し義務を強制している点である。失敗および権利者に不利な判決がその後権利者に有利な結果に変更された事例は、サンパウロ上訴裁判所に対する上訴第 2191441-46.2017.8.26.0000 号の判決に見ることができる。同裁判は、Ebazar（ブラジルの有名な電子市場）に対し、商標「THUMB CHUCKS」の違法な使用について提起されたものである。第一審判決は、侵害の証拠が不十分であることを根拠として差止命令を却下し、専門家の意見が得られた後でなければ差止命令を発することはできないと強調した。

このような状況を打開するためには、以下の説明が不可欠である。(i) 電子市場を管理する企業は、侵害を停止させる情報および要素を有する唯一の企業であること（説明責任に

かかわらず)。(ii) 原告が紛争の対象である知的財産権の所有者である (または正当な使用者である) ことの明確かつ説得力のある証拠を提示すること。